

福山市教育委員会会議（第2回）議事日程

2024年（令和6年）5月10日

午後2時 於：教育委員会室

日程第1		教育長報告	1
日程第2	議第3号	2025年度（令和7年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針について	2
日程第3	議第4号	2025年度（令和7年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針について	8
* 日程第4	議第5号	福山市中学校用教科用図書選定委員会委員の委嘱について	
日程第5	議第6号	福山市中学校用教科用図書選定委員会への諮問について	14
* 日程第6	議第7号	福山市奨学金審議会委員の任命について	

*は非公開予定

教育長報告

4月	18日	木	
	19日	金	
	20日	土	福山地区退職女性校長会（梅の実会）総会（東交流館）
	21日	日	
	22日	月	広島県都市教育長会春の総会（リモート） 校長面談
	23日	火	福山地区保護司会定時総会（神辺文化会館） 校長面談
	24日	水	校長面談
	25日	木	校長面談
	26日	金	第8回世界バラ会議福山大会実行委員会（福山市役所60会議室） 校長面談
	27日	土	福山市立西小学校 落成記念式典（福山市立西小学校） 福山地区更生保護女性会総会（福山すこやかセンター）
	28日	日	
	29日	月	
	30日	火	校長面談
5月	1日	水	校長面談
	2日	木	校長面談
	3日	金	
	4日	土	
	5日	日	
	6日	月	
	7日	火	校長面談
	8日	水	
	9日	木	第74回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会長崎大会（長崎市）
	10日	金	第2回教育委員会会議

議第 3 号

2025年度（令和7年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針について

2025年度（令和7年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針については、別紙のとおりとする。

(別紙)

2025年度（令和7年度）に使用する福山市立小学校、中学校及び義務教育学校用教科用図書の採択方針

1 採択方針

福山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教科用図書は学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法、学校教育法、学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り、本市の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。

2 採択する教科用図書

（1）小学校用教科用図書（義務教育学校の前期課程用を含む。以下同じ。）

全ての教科用図書について、2024年度（令和6年度）と同一の教科用図書を使用する。

（2）中学校用教科用図書（義務教育学校の後期課程用を含む。以下同じ。）

全ての教科用図書について、今年度新たに採択する。

（3）小中学校等の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書

小中学校等の特別支援学級で特別な教育課程を編成する場合において、当該学年用の検定済教科用図書を使用することが適当でないときは、下学年用の検定済教科用図書や文部科学省著作教科用図書の使用について十分に考慮し、それらの使用が適当でない場合に限り、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を毎年度、採択する。

3 適正かつ公正な採択の確保

（1）教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、教育委員会の責任において、採択における適正、公正を期す。

（2）特定の教科書発行者と関係を有する者が、教科書採択に関与することがないようにする。

4 採択の観点

採択に当たっては、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行い、最も適切なものを採択する。

（1）中学校用教科用図書

ア 知識及び技能の習得

イ 思考力、判断力、表現力等の育成

ウ 主体的に学習に取り組む工夫

エ 内容の構成・配列・分量

オ 内容の表現・表記

(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書

ア 内容の特徴・程度

イ 内容の構成・配列・分量

ウ 内容の表現・表記

エ 印刷・製本の状態

5 採択手順

(1) 中学校用教科用図書

ア 教育委員会は、中学校用教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」という。）を設置し、教科用図書採択のための調査審議を行い、その結果を答申するよう諮問する。

イ 教科用図書選定委員会に教科用図書に係る専門の事項を調査研究させる調査員を置き、調査員は、教科用図書選定委員会の指示を受け、調査研究し報告する。

ウ 教科用図書選定委員会は、調査員の報告を受け、全ての教科用図書について調査審議し、その結果を教育委員会へ答申する。

エ 教育委員会は、教科用図書選定委員会の答申を踏まえ採択する。

(2) 小中学校等の特別支援学級において使用する学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書

ア 特別支援学級を設置する各学校は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、特別支援学級担任等で構成する教科書選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

イ 選定会議は、教育委員会の指導、助言を受け、広島県教育委員会が作成する選定資料を参考にするなど調査研究を十分に行い、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定し、各学校は、選定された教科用図書の採択を教育委員会へ申請する。

ウ 教育委員会は、各学校からの申請に基づき採択する。

6 開かれた採択の推進

採択結果、採択理由及び採択に係る情報等について、採択後、遅滞なく公表するなど開かれた採択を推進する。

中学校用教科用図書の採択について

1 採択する教科用図書について

(1) 中学校用教科用図書

2020年度（令和2年度）に採択した中学校用教科用図書が、使用開始から4年になることに伴い、全ての教科用図書について今年度新たに採択する。

2 検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小 学 校	検 定	◎				◎				◎
	採 択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中 学 校	検 定	◎	◎				◎			
	採 択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定		◎	◎			◎		
		採 択			△	△			△	
		使用開始			○	○				○
	主として 中学年用	検 定			◎	◎			◎	
		採 択				△	△			△
		使用開始	○			○	○			
	主として 高学年用	検 定				◎	◎			◎
		採 択	△				△	△		
		使用開始		○			○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われた年度

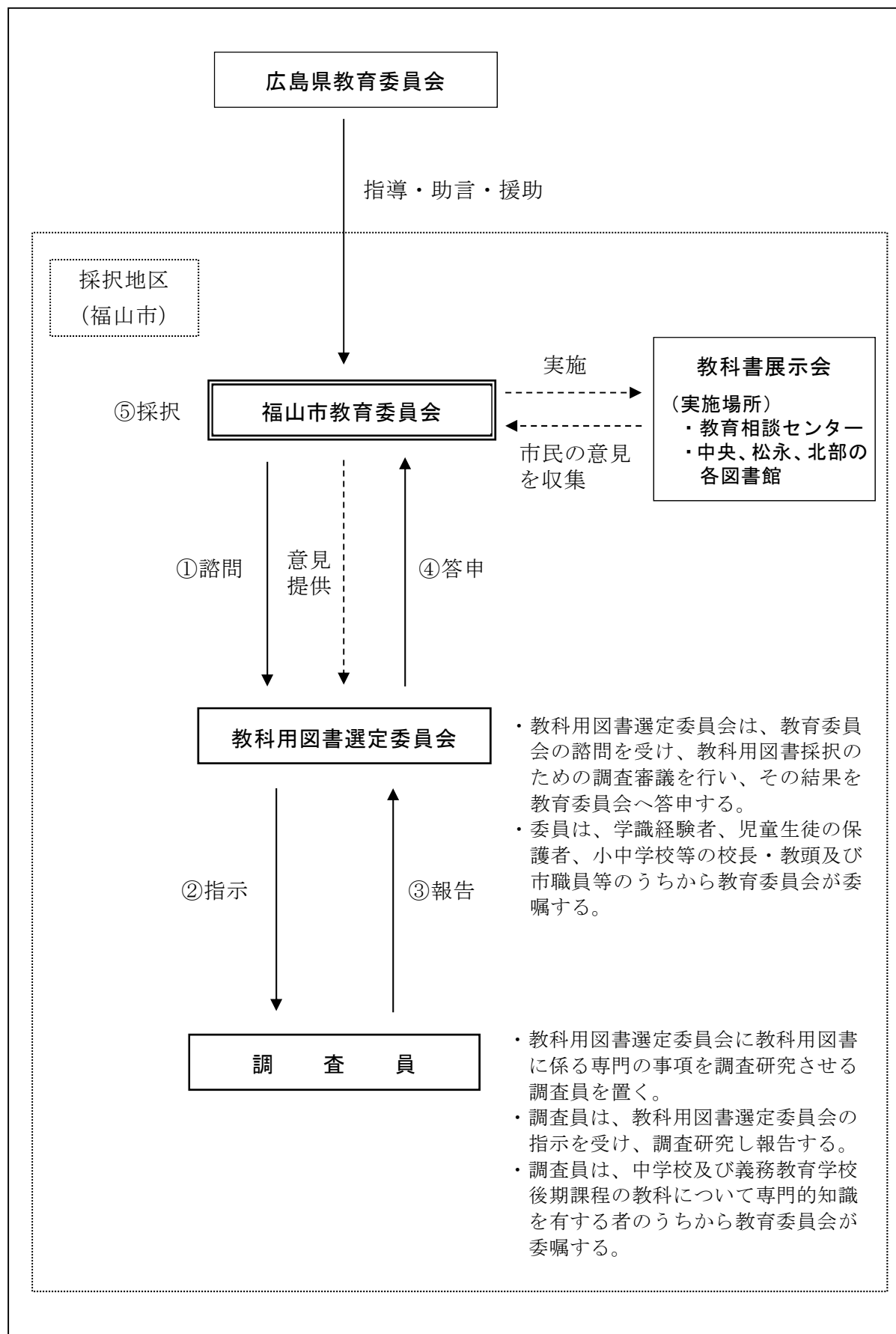
●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

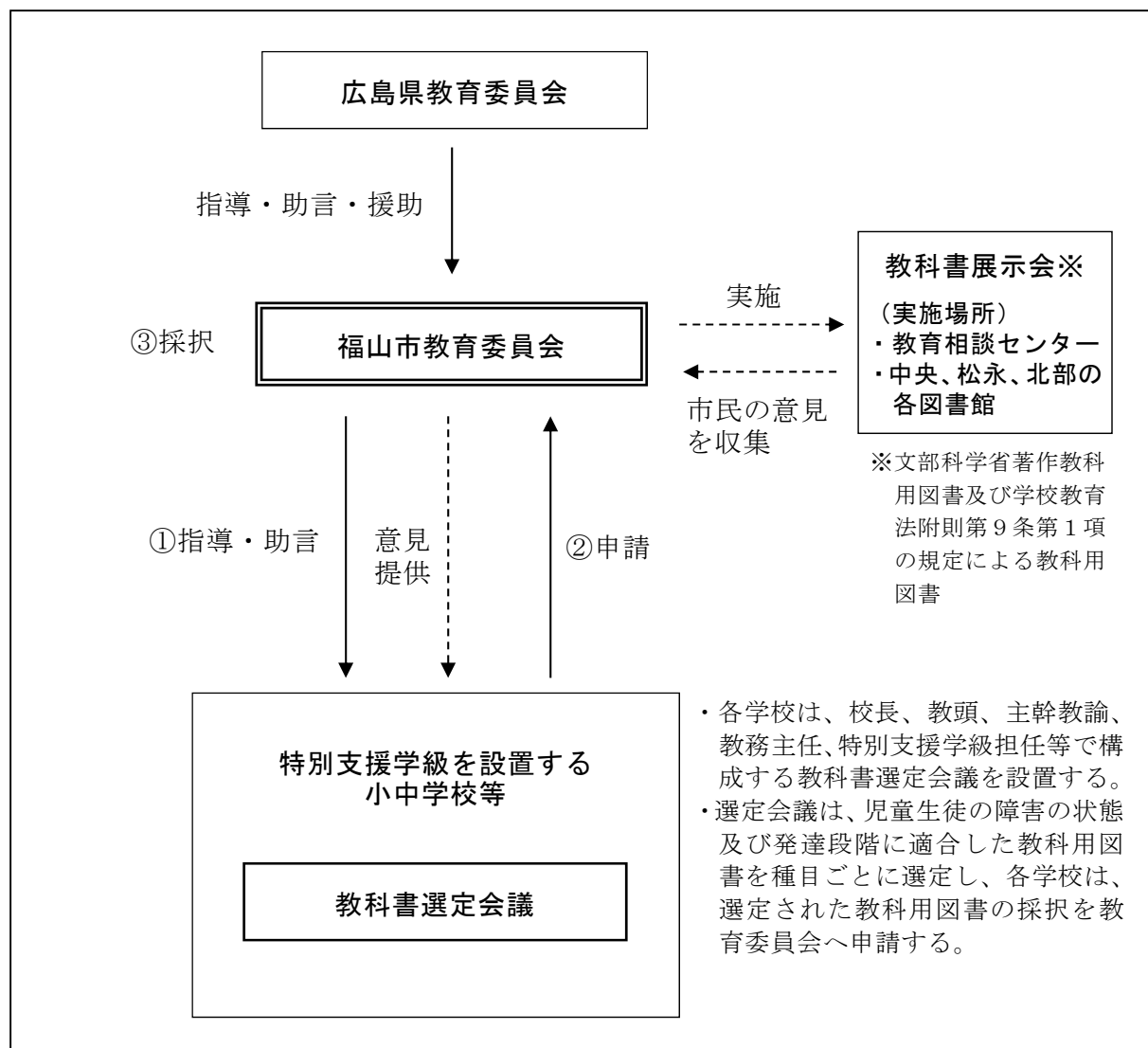
※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

福山市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択手順



福山市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用する
学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択手順



【参考】特別支援学級で使用する教科用図書について

基本的に当該学年の他の児童生徒が使用する検定済教科用図書と同じものを使用するが、特別な教育課程の編成により検定済教科用図書を使用することが適当でない場合は、他の適切な教科用図書を使用することができる。

○選定の順番

- (1) 当該学年用検定済教科用図書
- (2) 検定済教科用図書の下学年用のもの
知的障害のある児童生徒で当該学年用検定済教科用図書の使用が適さない場合は、下学年の教科用図書を使用する。
- (3) 文部科学省著作教科用図書
文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用(知的障害)に作成された教科用図書で検定済教科用図書の使用が難しい場合に使用する。
- (4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書
検定済教科用図書や著作教科用図書を使用することが適当でない場合に使用する。

議第 4 号

2025年度（令和7年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針について

2025年度（令和7年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書の採択方針については、別紙のとおりとする。

(別紙)

2025年度（令和7年度）に使用する福山市立福山中学校及び福山市立福山 高等学校用教科用図書の採択方針

1 採択方針

福山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教科用図書は学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法、学校教育法、学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り、福山中学校及び福山高等学校（以下「福山中高等学校」と総称する。）の生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

2 採択する教科用図書

（1）福山中学校用教科用図書

全ての教科用図書について、採択する。

（2）福山高等学校用教科用図書

全ての教科用図書について、毎年度、採択する。

3 適正かつ公正な採択の確保

- （1）教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、教育委員会の責任において、採択における適正、公正を期す。
- （2）特定の教科書発行者と関係を有する者が、教科書採択に関与することがないようにする。

4 採択の観点

採択に当たっては、文部科学省の示す一般的指導事項及び福山中高等学校の教育課程に照らして検討し、最も適切なものを採択する。

なお、福山中学校用教科用図書の採択に当たっては、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する選定資料を活用して十分な調査研究を行うものとする。

- （1）知識及び技能の習得
- （2）思考力、判断力、表現力等の育成
- （3）主体的に学習に取り組む工夫
- （4）内容の構成・配列・分量
- （5）内容の表現・表記

5 採択手順

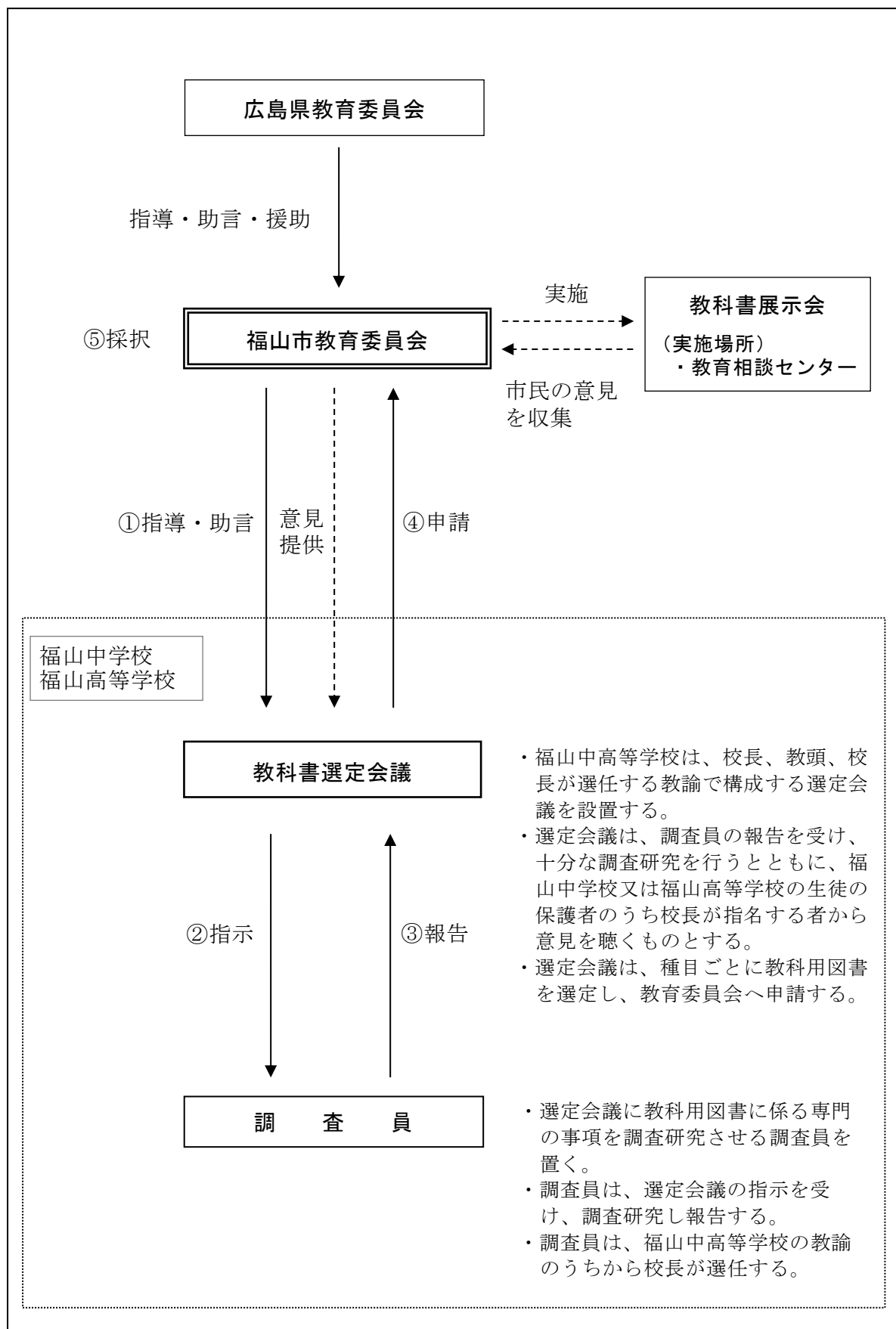
- （1）福山中高等学校は、校長、教頭及び校長が選任する教諭で構成する教科書選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。
- （2）選定会議に、福山中高等学校の教諭のうちから校長が選任し、教科用図書に係る専門の事項を調査研究させる調査員を置き、調査員は、選定会議の指示を受け、調査研究し報告する。

- (3) 選定会議は、調査員の報告を受け、十分な調査研究を行うとともに、福山中学校又は福山高等学校の生徒の保護者のうちから校長が指名する者から意見を聴くものとする。
- (4) 選定会議は、教育課程及び生徒の学習実態に適した教科用図書を種目ごとに選定し、教育委員会へ採択を申請する。
- (5) 教育委員会は、福山中高等学校からの申請に基づき採択する。

6 情報公開

採択結果、採択理由及び採択に係る情報等について、採択後、遅滞なく公表するなど開かれた採択を推進する。

福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校で
使用する教科用図書の採択手順



福山市立福山中学校及び福山市立福山高等学校用教科用図書
の採択事務に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福山市立福山中学校（以下「福山中学校」という。）及び福山市立福山高等学校（以下「福山高等学校」という。）（以下「福山中高等学校」と総称する。）で使用する教科用図書（以下「教科用図書」という。）について、「福山市立福山中学校及び福山高等学校用教科用図書の採択方針」に基づき、適正かつ公正な採択事務を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(教科書選定会議の設置)

第2条 福山中高等学校の校長（以下「校長」という。）は、前条の目的を達成するため、教科書選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(選定会議の所掌事務)

第3条 選定会議は、教育委員会の指導及び助言の下で、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに教科用図書を選定し、その結果について資料を作成の上、教育委員会へ採択を申請する。

2 選定会議は、前項の資料を作成するため、第7条第1項の調査員に調査研究を行わせるものとする。

(選定会議の委員)

第4条 選定会議は、委員7人以内で組織し、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 校長並びに福山中高等学校の教頭

(2) 福山中高等学校の教諭のうちから校長が選任する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者又はこれに準ずる者として校長が認める者は、委員となることができない。

3 委員の任期は、教育委員会が教科用図書の採択を行う日までとする。

(選定会議の会長及び副会長)

第5条 選定会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、選定会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(選定会議の会議)

第6条 選定会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、校長が招集する。

2 選定会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(調査員)

第7条 選定会議に、教科用図書に係る専門の事項を調査研究させるため、調査員を置く。

2 調査員は、福山中高等学校の教諭のうちから、校長が選任する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者若しくはこれに準ずる者として校長が認める者又は委員は、調査員となることができない。

4 調査員の任期は、教育委員会が教科用図書の採択を行う日までとする。

(調査員の所掌事務)

第8条 調査員は、第3条第2項の規定に基づき、教科用図書について種目ごとに専門的な調査研究

を行い、その結果を選定会議に報告する。

- 2 前項に規定する調査研究のうち、福山中学校で使用する教科用図書に係るものにあつては、種目ごとに全ての教科用図書について行うものとする。

(調査員の会議)

第9条 調査員の会議は、校長が招集し、教科ごとに代表者を定め、調査研究をする。

(意見の聴取)

第10条 選定会議は、教科用図書の選定に関し、福山中学校又は福山高等学校の生徒の保護者のうちから校長が指名する者の会議への出席を求め、その意見を聴くものとする。

(教科書展示会)

第11条 教育委員会は、教科用図書見本を市民の閲覧に供し、教科用図書の研究に資するため、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）の規定により広島県教育委員会が教科書展示会を開催するに当たって、必要な連携を行うものとする。

- 2 選定会議は、前項の教科書展示会において収集された市民の意見を、教科用図書の選定に関する調査研究の参考とする。

(情報公開)

第12条 教育委員会は、教科用図書に係る採択結果、採択理由及び採択に係る関係者等について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第14条第1項に規定する時期の後、公開するものとする。

(雑則)

第13条 選定会議は、第3条に規定する所掌事務を行うために、教育委員会事務局学校教育部学びづくり課と必要な連携を行うものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、教科用図書の採択事務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

議第 6 号

福山市中学校用教科用図書選定委員会への諮問について

2025年度（令和7年度）に使用する福山市立中学校用教科用図書について、別紙のとおり福山市中学校用教科用図書選定委員会へ諮問する。

(別紙)

2024年(令和6年)5月28日

福山市中学校用教科用図書選定委員会会長 様

福山市教育委員会

2025年度(令和7年度)に使用する福山市立中学校用
教科用図書について(諮問)

福山市教育委員会は、「福山100NEN教育」9年目となる本年度、「記号接地」をテーマに、知っていることを使って考えると、分かることがたくさんあるという感覚を、授業の中で積み重ね、すべての子どもたちが、「学びが面白い」と実感する「子ども主体の学び」づくりを進めています。

教科用図書の採択に当たっては、「教科用図書は学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法、学校教育法、学習指導要領及び広島県教育委員会の採択基本方針に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。」という基本方針を定めています。

次年度に使用する中学校用教科用図書についても、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標を踏まえるとともに、本市の学校教育の推進に最もふさわしい教科用図書を採択することが求められます。

については、調査員による専門的な調査研究結果や、市民の意見を参考として教科用図書について審議し、その特徴等を整理した資料を作成して、7月31日までに答申されるよう諮問します。